

事務連絡
令和2年4月21日

各地方公共団体
地域再生御担当 各位

内閣府地方創生推進事務局

第56回及び第57回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び
認定申請受付について（通知）

要旨

- 1 第56回及び第57回地域再生計画の認定申請を受け付けます。
- 2 第56回認定の概要は次のとおりです。
 - ・ 対象事業は、別添1の「受付の可否（5月認定申請）」欄で受付対象（○）としている支援措置（地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、地域再生エリアマネジメント負担金制度、商店街活性化促進事業計画に基づく措置以外の支援措置）を活用する事業です。
 - ・ 事前相談を4月21日（火）から5月11日（月）まで受け付けます。
 - ・ 認定申請を5月18日（月）から5月22日（金）まで受け付けます。
 - ・ 認定は7月上旬を予定しています。
- 3 第57回認定の概要は次のとおりです。
 - ・ 対象事業は、別添1の「受付の可否（6月認定申請）」欄で受付対象（○）としている支援措置（地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、地域再生エリアマネジメント負担金制度、商店街活性化促進事業計画に基づく措置）を活用する事業です。
 - ・ 事前相談を4月21日（火）から5月22日（金）まで受け付けます。
 - ・ 認定申請を6月8日（月）から6月12日（金）まで受け付けます。
 - ・ 認定は8月下旬を予定しています。

平素より、地域再生の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項の規定に基づく地域再生計画の認定申請（同法第7条第1項の規定に基づく変更認定申請を含む。以下同じ。）に係る事前相談及び認定申請受付を下記のとおり行いますので、通知します。

地域再生計画の認定申請を検討されている地方公共団体におかれましては、認定事務等の円滑かつ適確な実施のため、下記を御確認の上、対応願います。

なお、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）を活用する地域再生計画の認定申請（企業版ふるさと納税と地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金を併用する事業（以下、「併用事業」という。）において変更申請するもののうち同一の地域再生計画に記載するものを含む。）については、「企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付について（第56回及び第57回地域再生計画認定申請受付）（通知）（令和2年4月21日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）」を御参照ください。

また、地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請については「地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付について（第57回地域再生計画認定申請受付）（通知）（令和2年4月21日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）」を御参照ください。

記

1 受付を行う地域再生計画

(1) 第56回認定（5月認定申請）

第56回認定では、別添1の「受付の可否（5月認定申請）」欄で受付対象（○）としている支援措置※を活用する事業に係る地域再生計画について、認定申請を受け付けます。

※ 次に掲げる支援措置以外の支援措置

- ・ 地方創生推進交付金
- ・ 地方創生拠点整備交付金
- ・ 地域再生エリアマネジメント負担金制度
- ・ 商店街活性化促進事業計画に基づく措置

地方創生推進交付金等を活用する事業に係る地域再生計画は、受付の対象となりませんので、御注意ください（第57回認定の対象となります。）。

(2) 第57回認定（6月認定申請）

第57回認定では、別添1の「受付の可否（6月認定申請）」欄で受付対象（○）としている支援措置※を活用する事業に係る地域再生計画について、認定申請を受け付けます。

※ 次に掲げる支援措置

- ・ 地方創生推進交付金

- ・ 地方創生拠点整備交付金
- ・ 地域再生エリアマネジメント負担金制度
- ・ 商店街活性化促進事業計画に基づく措置

なお、地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金に係る地域再生計画の変更については、総事業費の2割以内の増減等の軽微な変更であれば、変更認定申請は不要です（軽微な変更として御報告ください。）。詳細は、「4 軽微な変更の報告について」及び地域再生計画認定申請マニュアル（総論）令和2年4月21日一部改正）10頁を御参照ください。

(3) 支援措置を活用する事業が複数ある場合の地域再生計画の取扱い

地域再生計画は、原則として、実施する事業ごとにそれぞれ作成いただく必要がありますが、支援措置を活用する事業が複数ある場合で、その支援措置を活用する事業が相互に密接に関連するときは、同一の地域再生計画に当該事業を盛り込むことができます。ただし、地方創生推進交付金を活用する事業と生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例を活用する事業等、認定申請受付時期が異なる支援措置を活用する事業を同一の地域再生計画に盛り込むことは、原則としてできません。活用する支援措置の組合せによっては、支援措置ごとに別々の地域再生計画を作成する必要がある場合がありますので、御注意ください。

複数の事業を同一の地域再生計画に記載しようとする場合は、内閣府地方創生推進事務局までお問合せください。

2 事前相談

認定申請に先立ち、認定回ごとに、次のとおり事前相談を受け付けます。活用する支援措置によっては事前相談が必須であるものがありますので、御注意ください※。

※ 事前相談が必須である支援措置を活用する事業に係る地域再生計画が、事前相談を経ずに認定申請が行われた場合は、当該認定申請を受け付けることができない場合があります。

(1) 事前相談の有無及び事前相談期間

認定回ごとに活用する支援措置、事前相談の有無、事前相談期間が異なりますので、御注意ください。

[認定回及び支援措置ごとの事前相談の有無等]

認定回	活用する支援措置	事前相談の有無	事前相談期間
第56回	すべての支援措置	必須	令和2年4月21日(火) ～令和2年5月11日(月)17時
第57回	・地方創生推進交付金 ・地方創生拠点整備交付金	なし	
	上記(交付金)以外の支援措置	必須	令和2年4月21日(火) ～令和2年5月22日(金)17時

※ ただし、今回の事前相談においては、新型コロナウイルス関係の対応等のため、上記期限どおりの対応が困難となる団体もいらっしゃるかと存じます。その際は、何らかの弾力的な対応を検討させていただきますので、事前に下記問い合わせ先まで御相談ください。

第57回認定において申請対象となる地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金のみを活用する地域再生計画については、事前相談を行いません。地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金の事業内容に係る事前相談については、地方創生推進交付金実施計画又は地方創生拠点整備交付金施設整備計画に係る事前相談を御活用ください。

- 令和2年度地方創生推進交付金（先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ）（第2回）に係る実施計画等の作成及び提出について（令和2年4月21日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）
- 地方創生拠点整備交付金（令和元年度補正予算分）（第2回）に係る施設整備計画等の作成及び提出について（令和2年4月21日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）
- 地方創生拠点整備交付金（令和元年度補正予算分）（第2回）に係る施設整備計画等（基金事業分）の作成及び提出について（令和2年4月21日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）
- 令和2年度地方創生拠点整備交付金（令和2年度当初予算分）（第2回）に係る施設整備計画の作成及び提出について（令和2年4月21日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）

(2) 地域再生計画の作成等

事前相談に先立ち、地域再生計画を作成し、又は変更してください。

地域再生計画は、活用する支援措置ごとに記載事項が異なります。地域再生計画の作成又は変更にあたっては、本事務連絡、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和2年4月21日一部改正）及び（各論）（令和2年4月21日一部改正）、各支援措置に係る要綱及びガイドライン等を熟読いただいた上で、地域再生計画を作成してください。

なお、前回認定回（第55回）から、地域再生計画の変更の認定申請書の別添として提出することとしていた新旧対照表の作成及び提出を不要としました。事前相談にあたっては、新旧対照表に替えて、当該変更の前後の地域再生計画（直近で認定（変更認定及び軽微な変更を含む。）を受けた地域再生計画及び今認定回で変更認定を受けようとする地域再生計画）のwordファイルを御提出ください。提出すべき地域再生計画を迷われる場合は、内閣府地方創生推進事務局にお問合せください。

（例）第53回認定で認定、第54回認定で変更認定、第55回認定で軽微な変更報告を行った地域再生計画を今認定回（第57回認定）で変更認定を受けようとする場合に提出する地域再生計画

- 第55回認定で軽微な変更報告を行った地域再生計画（wordファイル）
- 今認定回で変更しようとする内容を反映した地域再生計画（上記第55回認定で軽微な変更報告を行った地域再生計画のwordファイルに変更を加えたもの）

また、地方創生推進交付金及び地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例（地域再生エリアマネジメント負担金制度）又は商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置（商店街活性化促進事業）に関する事項が同一の地域再生計画に併記されている場合は、地方創生推進交付金の申請事業数の上限について弾力的な取扱いを行うこととしております。詳細は、以下の事務連絡を御確認ください。

- ・ 地域再生エリアマネジメント負担金制度及び商店街活性化促進事業に係る令和2年度地方創生推進交付金（第2回）の活用について（令和2年4月21日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）

(3) 事前相談の方法

事前相談は、アに掲げる提出データをそれぞれ活用する支援措置ごとに定める提出先メールアドレスに送付することで行ってください（メール件名はイのとおりとってください。）。

提出データの様式は、認定回及び活用する支援措置ごとに異なりますので、該当する様式を御確認の上、必ず最新の様式を使用してください。

なお、地域再生計画を変更する場合であっても、事前相談が必要な支援措置に係る地域再生計画については、軽微な変更（「4 軽微な変更の報告について」及び地域再生計画認定申請マニュアル（総論）10ページ御参照）を除き、事前相談を行ってください。

ア 事前相談に係る提出データ等

認定回	活用する支援措置	提出データ	様式	提出先
第56回	生涯活躍のまち形成事業 計画に基づく特例	地域再生計画	申請様式03_03 (変更の場合は直近認定回で使用したwordファイル※を変更してください。)	e.nintei.c3s@ca ao.go.jp 及び nihonban-ccrc. n2c@cas.go.jp
		(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画 ※	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの) ※	
		生涯活躍のまち事前 相談様式	申請様式06	
第56回	上記以外の支援措置	地域再生計画	申請様式03_03 (変更の場合は直近認定回で使用したwordファイル※を変更してください。)	e.nintei.c3s@ca ao.go.jp
		(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画 ※	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの) ※	
第57回	地域再生エリアマネジメント負担金制度	地域再生計画	申請様式03_03 (変更の場合は直近認定回で使用し	e.nintei.c3s@ca ao.go.jp 及び

			たwordファイル※ を変更してください。)	e. area-managem ent1@cao. go. jp
		(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計 画 ※	直近認定回で使 用したwordファ イル (セットと なったもの) ※	
		地域再生エリアマネ ジメント負担金事前 相談様式	申請様式07	
商店街活性化促進事業計 画に基づく特例	地域再生計画		申請様式03_03 (変更の場合は直 近認定回で使用し たwordファイル※ を変更してください。)	e. nintei. c3s@c ao. go. jp 及び shoutengai@ca o. go. jp
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計 画 ※		直近認定回で使 用したwordファ イル (セットと なったもの) ※	
上記以外の支援措置	地域再生計画		申請様式03_03 (変更の場合は直 近認定回で使用し たwordファイル※ を変更してください。)	e. nintei. c3s@c ao. go. jp
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計 画 ※		直近認定回で使 用したwordファ イル (セットと なったもの) ※	

※ 直近に軽微な変更を報告している場合は、当該報告したwordファイルのことを指します。

イ メール件名

事前相談のメール送信に当たっては、メールの件名を次のとおりとしてください。

[メール件名]

認定回	活用する支援措置	申請区分	メール件名
第56回	すべての支援措置	新規	【事前相談】【その他（新規）】（〇〇県〇〇市）第56回地域再生計画
		変更	【事前相談】【その他（変更）】（〇〇県〇〇市）第56回地域再生計画
第57回	すべての支援措置	新規	【事前相談】【その他（新規）】（〇〇県〇〇市）第57回地域再生計画
		変更	【事前相談】【その他（変更）】（〇〇県〇〇市）第57回地域再生計画

(注) ファイルサイズが大きい等により複数のメールに分割して提出する場合は、<1/2>等をメールの件名に付記し、同一表題（件名）のメールを複数件送信することのないようにしてください。

(例) 2分割する場合

【事前相談】【その他（新規）】（〇〇県〇〇市）第56回地域再生計画<1/2>

(4) 事前相談に当たっての留意事項

ア 地方における本社機能強化を行う事業者に対する特例を活用する場合

地方における本社機能強化を行う事業者に対する特例を活用する地域再生計画の認定申請を行おうとする場合は、(3) による事前相談を実施する前に、下記連絡先まで必ず相談をしてください。

<連絡先>

内閣府地方創生推進事務局

(経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域企業高度化推進課内)

TEL : 03-3501-0645

E-mail : kyotenzei@meti.go.jp

イ データ送付方法

ファイル転送サービスについては、内閣府のセキュリティの関係上ダウンロードができないことがありますので、ファイルサイズが大きい場合（目安として20MB超になる場合）は、複数回に分けて送信する等、なるべくメール添付での提出をお願いします。

3 認定申請

認定申請を、次のとおり受け付けます。

地域再生計画を変更する場合は、軽微な変更（「4 軽微な変更の報告について」及び地域再生計画認定申請マニュアル（総論）10ページ御参照）を除き、変更認定申請を行ってください。

なお、活用する支援措置ごとに認定回が異なりますので、御注意ください。認定申請受付時期が異なる支援措置を活用する事業を同一の地域再生計画に盛り込むことは、原則としてできません（1の(3)御参照）。

(1) 認定申請受付期間

認定回	認定申請受付期間	認定時期
第56回	令和2年5月18日（月）～令和2年5月22日（金）17時	7月上旬
第57回	令和2年6月8日（月）～令和2年6月12日（金）17時	8月下旬

※ ただし、今回の認定申請受付においては、新型コロナウイルス関係の対応等のため、上記期限どおりの対応が困難となる団体もいらっしゃるかと存じます。その際は、何らかの弾力的な対応を検討させていただきますので、事前に下記問い合わせ先まで御相談ください。

(2) 地域再生計画の作成等

地域再生計画は、活用する支援措置ごとに記載事項が異なります。地域再生計画の作成又は変更にあたっては、本事務連絡、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）及び（各論）、各支援措置に係る要綱及びガイドライン等を熟読いただいた上で、地域再生計画を作成してください。また、次に掲げる支援措置を活用する場合は、それぞれ定める別添を必ず御参照ください。

- 地方創生推進交付金のみを活用する場合 別添2
- 地方創生拠点整備交付金のみを活用する場合 別添3

なお、前回認定回（第55回）から、地域再生計画の作成又は変更について次の変更点がありますので、御注意ください。

ア 区域の付近見取図の提出の一部不要化

地域再生計画の区域の範囲が、市域、県域等の行政区画と一致する等、地域再生計画の本文における記載において具体的に特定することが可能な場合は、区域の付近見取図の提出を不要としました。

イ 工程表の記載内容の簡素化

これまで工程表に併せて記載することとしていた工程の内容説明について、記載を不要としました。これに伴い、工程表の様式が変更となっていますので御注意ください。

ウ 変更認定申請に係る新旧対照表の作成不要化

地域再生計画の変更の認定申請書の別添として提出することとしていた新旧対照表の作成及び提出を不要としました。新旧対照表に替えて、当該変更の前後の地域再生計画（直近で認定（変更認定及び軽微な変更を含む。）を受けた地域再生計画及び今認定回で変更認定を受けようとする地域再生計画）のwordファイルを御提出ください。提出すべき地域再生計画を迷われる場合は、内閣府地方創生推進事務局にお問い合わせください。

（例）第53回認定で認定、第54回認定で変更認定、第55回認定で軽微な変更報告を行った地域再生計画を今認定回（第57回認定）で変更認定を受けようとする場合に提出する地域再生計画

- 第55回認定で軽微な変更報告を行った地域再生計画（wordデータ）
- 今認定回で変更しようとする内容を反映した地域再生計画（上記第55回認定で軽微な変更報告を行った地域再生計画に変更を加えたもの）

エ 地方創生推進交付金に係る地域再生計画の記載事項の変更及び地域再生計画作成支援ツールの活用

新規の地方創生推進交付金に係る地域再生計画の作成に関して、5月下旬頃に地域再生計画の作成支援ツールの配布を行います。当該地域再生計画の作成に当たっては、当該作成支援ツールを御活用ください。

(3) 認定申請の方法

認定申請は、(1)の期間中に、アに掲げる提出データをそれぞれ活用する支援措置ごとに定める提出先メールアドレスに送付することで行ってください（メール件名はイのとおりとしてください。）。

提出データの様式は、認定回及び活用する支援措置ごとに異なりますので、該当する様式を御確認の上、必ず最新の様式を使用してください。ただし、認定申請書については、押印済PDFデータを提出先メールアドレスに送付した上で、原本を別途下記郵送先まで郵送してください。

なお、活用する支援措置によってはアに掲げる書類のほかに提出が必要となる書類がある場合がありますので、地域再生法施行規則第1条、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）等を必ず御確認ください。また、地域再生計画の作成又は変更に当たり、地域再生法第12条第1項の規定に基づき地域再生協議会を組織し協議を行ったときは、当該協議の概要が添付書類として必要です。詳細は、地

地域再生計画認定申請マニュアル（総論）31ページ及び（各論）、各支援措置に係る要綱及びガイドライン等を御確認ください。

<押印済認定申請書原本の郵送先>

地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書については、申請書原本を次の宛先へ郵送してください（簡易書留等、配達記録が確認できる方法を御利用ください。）。

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階
内閣府地方創生推進事務局（地域再生計画認定担当）

- ・封筒に「地域再生計画申請書在中」と朱書してください。
- ・認定申請書原本以外の書類の同封は不要です。

ア 認定申請における申請書類等

認定回	活用する支援措置	提出データ	様式	提出先
第56回	生涯活躍のまち形成事業 計画に基づく特例	基礎データ表ver. 29	申請様式01	e.nintei.c3s@ca ao.go.jp 及び nihonban-ccrc. n2c@cas.go.jp
		地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_01 又は02_02	
		地域再生計画	申請様式03_03 (変更の場合は直近認定回で使 用したwordファイル※ 1を変更してくだ さい。)	
		(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使 用したwordファ イル(セットと なったもの)※ 1	
		(区域の特定が困難な場合のみ)	申請様式04	

		区域の付近見取り図 ※2		
		工程表 ※2	申請様式05	
	上記以外の支援措置	基礎データ表ver. 29	申請様式01	e.nintei.c3s@c ao.go.jp
		地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_01 又は02_02	
		地域再生計画	申請様式03_03 (変更の場合は直近認定回で使用したwordファイル※1を変更してください。)	
		(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの) ※1	
		(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取り図 ※2	申請様式04	
		工程表 ※2	申請様式05	
第57回	地方創生推進交付金 ※3	基礎データ表ver. 29	申請様式01	e.nintei.c3s@c ao.go.jp
		地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_01 又は02_02	
		地域再生計画	申請様式03_01 (変更の場合は直近認定回で使用したwordファイル※1を変更してくだ	

			さい。)	
		(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの) ※1	
		(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取り図 ※2	申請様式04	
		工程表 ※2	申請様式05	
		地方版総合戦略の該当箇所抜粋 ※2	貴団体作成のもの	
		地方創生推進交付金実施計画	今回申請するもの	
地方創生拠点整備交付金 ※3	基礎データ表 ver. 29	申請様式01		e.nintei.c3s@cao.go.jp
	地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_01 又は02_02		
	地域再生計画	申請様式03_02 (変更の場合は直近認定回で使用したwordファイル ※1を変更してください。)		
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの) ※1		
	(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取り図	申請様式04		

	※2		
	工程表 ※2	申請様式05	
	地方版総合戦略の該当箇所抜粋 ※2	貴団体作成のもの	
	地方創生拠点整備交付金施設整備計画	今回申請するもの	
地域再生エリアマネジメント負担金制度	基礎データ表ver. 29	申請様式01	e.nintei.c3s@cao.go.jp 及び e.area-management1@cao.go.jp
	地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_01 又は02_02	
	地域再生計画	申請様式03_03 (変更の場合は直近認定回で使用したwordファイル※1を変更してください。)	
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの)※1	
	(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取り図 ※2	申請様式04	
	工程表 ※2	申請様式05	
商店街活性化促進事業計画に基づく特例	基礎データ表ver. 29	申請様式01	e.nintei.c3s@cao.go.jp 及び shoutengai@cao.go.jp
	地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_01 又は02_02	
	地域再生計画	申請様式03_03 (変更の場合は直	

			近認定回で使用したwordファイル※1を変更してください。)	
		(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの)※1	
		(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取り図 ※2	申請様式04	
		工程表 ※2	申請様式05	
上記以外の支援措置		基礎データ表ver. 29	申請様式01	e.nintei.c3s@ ao.go.jp
		地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_01 又は02_02	
		地域再生計画	申請様式03_03 (変更の場合は直近認定回で使用したwordファイル※1を変更してください。)	
		(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの)※1	
		(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取り図 ※2	申請様式04	

		工程表 ※2	申請様式05	
--	--	--------	--------	--

- ※1 直近に軽微な変更を報告している場合は、当該報告したwordファイルのことを指します。
- ※2 変更認定申請の場合は、当該書類に変更がある場合にのみ提出してください。
- ※3 第55回認定において認定（変更認定）を受けた同一の地域再生計画に記載する併用事業に係るもの又は地方創生推進交付金のみを活用する事業を併用事業とするために同一の地域再生計画に企業版ふるさと納税を併記するものについては、「企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付について（第56回及び第57回地域再生計画認定申請受付）（通知）」（令和2年4月21日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）を御参照ください。

イ メール件名

認定申請のメール送信に当たっては、メールの件名を次のとおりとしてください。

認定回	活用する支援措置	申請区分	メール件名
第56回	すべての支援措置	新規	【正式提出】【その他（新規）】（〇〇県〇〇市）第56回地域再生計画
		変更	【正式提出】【その他（変更）】（〇〇県〇〇市）第56回地域再生計画
第57回	地方創生推進交付金	新規	【正式提出】【推進（新規）】（〇〇県〇〇市）第57回地域再生計画
		変更	【正式提出】【推進（変更）】（〇〇県〇〇市）第57回地域再生計画
	地方創生拠点整備交付金	新規	【正式提出】【拠点整備（新規）】（〇〇県〇〇市）第57回地域再生計画
		変更	【正式提出】【拠点整備（変更）】（〇〇県〇〇市）第57回地域再生計画
	上記以外の支援措置	新規	【正式提出】【その他（新規）】（〇〇県〇〇市）第57回地域再生計画
		変更	【正式提出】【その他（変更）】（〇〇県〇〇市）第57回地域再生計画

(注) ファイルサイズが大きい等により複数のメールに分割して提出する場合は、<1/2>等をメールの件名に付記し、同一表題（件名）のメールを複数件送信することのないようにしてください。

(例) 2分割する場合

【正式提出】【推進（新規）】（〇〇県〇〇市）第57回地域再生計画<1/2>

(4) 認定申請に当たっての留意事項

ア 作成主体が複数（共同申請）の場合の申請方法

複数の地方公共団体で共同申請を行う場合は、代表団体でとりまとめた上、地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書を連名で作成し、代表団体がその他の認定申請書等と合わせて送付してください。

イ データ送付方法

ファイル転送サービスについては、内閣府のセキュリティの関係上ダウンロードができないことがありますので、ファイルサイズが大きい場合（目安として20MB超になる場合）は、複数回に分けて送信する等、なるべくメール添付での提出をお願いします。

ウ 基礎データ表

基礎データ表は、ファイル名称に「ver. 29」と記載してある最新のものを使用してください（それ以前のものを受け付けることができません。）。

また、基礎データ表の記載事項の一部は、認定後に内閣府のホームページ等で公開されますので、内容に誤りのないよう御留意ください。

4 軽微な変更の報告について

地域再生法施行規則第11条の規定による内閣総理大臣の認定を要しない地域再生計画の軽微な変更について、地域再生計画認定申請マニュアルに基づく軽微な変更の報告は別途事務連絡にて通知します。

※ 軽微な変更とは

地方創生推進交付金事業の総事業費の2割以内の増減や、地域の名称又は地番の変更に伴う範囲の変更、地方創生推進交付金事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更等をいい、当該変更を行う場合は、地域再生法第7条第1項の規定により、内閣総理大臣の認定を要しないとされています。

5 その他

PDCAサイクルの適切な管理

認定地域再生計画で設定したKPIについては、計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、地方公共団体におかれましては、中間目標によって計画の進捗状況を検証すること等により、定期的にフォローアップを行ってください。

事業の実施状況等から判断し、KPIの見直しが必要と認められる場合には、速やかに当該地域再生計画の見直しと変更認定申請を御検討ください。その際、

必要があれば「2 事前相談」の事前相談と併せて御相談ください。

【問い合わせ先】

内閣府地方創生推進事務局 地域再生計画認定担当

TEL : 03-5510-2475

E-mail : e.chiiki@cao.go.jp

※地域再生計画の認定申請（変更認定申請を含む。）については、e.nintei.c3s@cao.go.jpに送付してください。

※「地方創生関連部局におけるテレワークの実施の強化について」（令和2年4月15日付事務連絡）で既にお知らせしているところですが、国への問い合わせにつきましては、まずは可能な限りメールで行っていただきますようお願いいたします。

【添付資料】

- ・ 別添1 地域再生計画・支援措置一覧
- ・ 別添2 地域再生計画の作成方法（ポイント集）【推進交付金のみ】
- ・ 別添3 地域再生計画の作成方法（ポイント集）【拠点整備交付金のみ（令和元年度補正予算分）】
- ・ 別添4 地域再生計画の記載イメージ（生涯活躍のまち関連）
- ・ 別添5 地域再生計画の記載イメージ（地域再生エリアマネジメント負担金制度版）
- ・ 別添6 地域再生計画の記載イメージ（商店街活性化促進事業関連）
- ・ 別添7 地域再生計画の記載イメージ（小さな拠点）
- ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（総論）
- ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（各論）
- ・ 申請様式等一式